

2014年12月8日

日本カツオ学会会員各位

日本カツオ学会
事務局長 吉用 武史

日本カツオ学会 個人会員の年会費納入について(お願い)

初冬の候、会員の皆様におかれましては、平素より日本カツオ学会の活動に多大なるご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成26年度通常総会の第4号議案「平成26年度収支予算(案)について」で、決算報告の会員数と予算収入の会員数の差に関するご質問がありました。それに対して、会員の納付時期と会計年度に差があり、会計年度での納付予定金額に基づいた収入額である旨、回答いたしました。

学会の設立時から自治体等の団体会員及び賛助会員につきましては、法人会計の必要性から請求書を発行しておりましたが、個人会員には請求書の発行せずに、自主的な会費納入としておりました。このため、個人会員によって、会費納入が年度の変り目で未納扱いとなり、会計年度基準上、好ましくない状況になっております。また、本学会にとって年会費が唯一の収入源である関係上、学会運営に影響を及ぼす懸念が生じております。

つきましては、次年度より、年度内での会費納入を明確にするため、団体会員及び賛助会員と同じように、個人会員の皆様にも、年会費の請求をさせていただくことに相成りました。請求書は、年度の最初に発行する会報誌に同封させていただきたいと存じます。また、併せて、当該年度以前の会費も督促させていただきますので、ご了承ください。

会費未納の方におかれまして、上記の趣旨をご理解の上、速やかに納入いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、会員の皆様の円滑な学会運営へのご協力を衷心よりお願い申し上げます。

以上